

## 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行に関する経緯・概要

## 1 経緯

- 平成 30 年の著作権法改正（平成 30 年法律第 30 号）により、授業の過程で行われる著作物の公衆送信のうち、現行法上権利制限規定の対象となっていない一定の範囲の利用について、教育機関の設置者が一元的な窓口（指定管理団体）へ補償金（授業目的公衆送信補償金）を支払うこととしつつ、新たに権利制限の対象とされた。
- 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、改正著作権法第 104 条の 13 第 1 項により、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならないとされ、同条第 5 項により、文化庁長官は、当該認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならないとされている。  
これを踏まえ、著作権分科会運営規則第 2 条第 1 項第 7 号において、補償金の額の認可に関する事項は、使用料部会において処理することとされている。
- 本改正著作権法は、法律公布日から 3 年を超えない日（令和 3 年 5 月 24 日）までに施行することとされていたところ、新型コロナウイルスの流行を受け、大学等の多くの教育機関において、対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施するとともに、小学校等で休業期間の延長により遠隔指導等を行おうとしている。
- 令和 2 年 3 月 4 日に文化庁から権利者団体に対し、事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の配慮を要請し（別添 1）、各権利者団体の判断により柔軟に対応しているところである。  
しかし、新型コロナウイルス感染症のさらなる流行拡大により、教育機関等から、緊急事態における教育機会の確保・充実を図るため、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行を求める意見が出された。
- このような状況を受け、文化庁としては、制度の施行を当初の想定より前倒しし、多くの大学等において遠隔授業等が始まることが見込まれる本年 4 月下旬（政令で 4 月 28 日と決定）から、令和 2 年度における暫定的な運用の開始を目指すこととした。
- 令和 2 年 3 月 25 日付事務連絡（別添 2）により、指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）に対し、制度の開始に向けた所要の進めるよう要請し、SARTRAS において迅速かつ真摯に検討が行われた結果、教育機関における円滑な著作物利用に配慮するため、令和 2 年度に限った緊急的かつ特例的な対応として、補償金額を無償とする認可申請が令和 2 年 4 月 20 日に行われた。
- なお、令和 3 年度以降については、有償の補償金制度を本格運用するため、SARTRAS から別途補償金額の認可申請が行われる予定である。

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）による改正後の著作権法（抄）  
（授業目的公衆送信補償金の額）

第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

文化審議会著作権分科会運営規則（平成 30 年 6 月 8 日文化審議会著作権分科会決定）（抄）  
（部会）

第二条 分科会に、使用料部会（以下「部会」という。）を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

一～六 （略）

七 著作権法第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項

八～十 （略）

2・3 （略）

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 146 号）

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規程の施行期日は、令和二年四月二十八日とする。

## 2 補償金の額について

- SARTRAS より、令和2年度に限り、補償金額を零円とする認可申請がされた。  
主な理由は以下のとおり（詳細は、資料5-4 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請理由参照）。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、本制度の早期施行に対する逼迫した教育現場からの要請に応えるべく、検討を行った結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国民生活や日本経済に深刻な影響を及ぼしていることを考慮し、未曾有の大災害に匹敵する今回の事態に対応する緊急措置としては、令和3年度からの公正かつ適正な補償金制度を実現すべく努力することを前提に、以下①～⑦に掲げる諸事情も勘案し、令和2年度に限り補償金の額を零円とすることが望ましい、との結論に達した。
- ①補償金額の算定根拠について、広範な議論はいまだなされておらず、社会的なコンセンサスが取れると考える補償金額案は検討の俎上にあること。
- ②緊急措置のため、利用者側で財政措置を取ることが容易ではないと考えられ、その場合、制度が実施されても利用できないこと。
- ③補償金制度が有償前提の制度であるものの、不可抗力によって特殊な事情で無償とすることが想定されていないとまでは言えず、法的には可能であること。
- ④元々3年度からの制度開始見込まれていたところ、2年度中に補償金規程の認可を受けて補償金を収受することは困難との見通しであったこと。
- ⑤現行法下において、学校等の授業の過程での公衆送信に対しライセンスしている例が少ないこと。
- ⑥むしろまず無償での利用が進めば、短い期間であっても一定程度利用実態が把握でき、3年度以降の本格的な運用に向けた有益な検討資料となり得ること。
- ⑦授業目的公衆送信する教育機関設置者には登録等を推進することによって、授業目的公衆送信補償金制度の普及啓発を進めることが可能であること。

## 3 意見聴取の結果について

- 改正著作権法第104条の13第3項の規定に基づき、SARTRASが教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものより聴取した主な意見は以下のとおりである。
- ・暫定的に著作権者等に対する補償金を「無償」とすることは、適切。
  - ・令和2年度の無償判断には謝意。
  - ・制度の運用については、フォーラムで十分に議論いただきたい。
  - ・令和3年度以降の意見照会は、額の根拠を明確に示したうえで、時間的余裕と且つ予算措置に間に合うよう進めていただきたい。

## 4 文化庁著作権課の見解

SARTRASによる、著作権法第104条の13第1項に規定する補償金の額を令和2年度に限り特例的に無償とする申請について、以下の点などを考慮して、権利者の利益を代表する指定管理団体自身が申請していることを踏まえ、認可することが妥当であると考え。

- ① 補償金額を零円とするのはあくまで令和2年度に限った措置であり、指定管理団体においては、令和3年4月から補償金徴収を開始することを予定していたため、令和2年度に補償金による収入を得ることは想定されていなかったことや、現行法下において権利者が公衆送信について出している有償のライセンスは限定的であると考えられることも考慮すると、権利者の利益に与える影響は比較的軽微であるといえること

- ② 令和2年度に無償での利用が幅広く行われることで、教育現場における新制度の周知が図られ、令和3年度以降、より円滑かつ適切に制度実施を行う環境が整うことが見込まれること
- ③ 指定管理団体においては、理事会構成員のみならず、それぞれの所属団体の関係者などを含めた議論を経て意思決定が行われており、多くの権利者の理解が得られていると考えられること
- ④ 今回の学校現場における遠隔教育等の実施は、新型コロナウイルス感染症の流行という不可抗力によって、対面授業（第35条第1項等により著作物の複製等は無許諾・無償で行うことができる）を実施できないことの代替措置として行われるものであるため、著作権法の取扱いに関しても、特例的な措置として、対面授業の場合に合わせて無許諾・無償とすることに一定の合理性があると考えられること

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 4 日

著作権等管理事業者及び関係団体 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における ICT を活用した  
著作物の円滑な利用について

この度、文部科学省では「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」（令和 2 年 2 月 28 日）において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の要請を行ったところです。

各教育機関においては、この度の休業等に伴い、ICT を活用した遠隔指導や自習など様々な活動の実施により、著作権が及ぶ著作物の利用（現行法上の権利制限規定の対象とならない公衆送信など）を行う場合も想定されます。

平成 30 年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布日から 3 年を超えない日（令和 3 年 5 月 24 日）までに開始されることとなっており、現時点では開始されていないため、教育機関において公衆送信を行う場合には、原則として、現行法に基づき権利者の許諾を要することとなりますが、貴事業者・団体におかれては、今回の事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の御配慮を頂くようお願いいたします。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

管理係 高橋

電話：03-6734-2847（直通）

Mail：ckanri@mext.go.jp

事務連絡

令和2年3月25日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 御中

文化庁著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う「授業目的公衆送信補償金制度」  
の早期施行について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業等に伴う著作物利用については、3月4日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について）に基づき、各権利者団体において、手続不要の無償許諾など、様々な御対応をいただき、誠にありがとうございます。

一方で、国立大学を中心に、新型コロナウイルス感染症の流行が当面収束しないことを想定して、新年度以降も対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施する方向で検討が進められているところ、政府や与党の会議においても、緊急事態における教育機会の確保・充実を図る観点から、平成30年の著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」を早期に施行するという更なる対応を求める意見が出ております。

こうした状況を受け、文化庁としては、多くの大学において遠隔授業等が始まることを見込まれる4月下旬から、「授業目的公衆送信補償金制度」について令和2年度における暫定的な運用を開始することを目指しており、4月上旬には、施行期日を定める政令を制定することを検討しております。

については、貴協会におかれては、4月下旬の制度施行に間に合うよう、令和2年度に限った緊急的かつ特例的な対応について早急に御検討いただき、教育機関の設置者を代表する団体への意見聴取も済ませた上で、4月20日（月）までに補償金額の認可申請を頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、これはあくまで令和2年度に限った対応であり、令和3年度に関しては、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において現在議論中の運用指針（ガイドライン）を取りまとめていただいた後、別途、速やかに補償金額の認可申請が行われることを想定していることを申し添えます。

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

電話：03-6734-2847（直通）

Mail：ckanri@mext.go.jp